

第 39 回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 22 年 8 月 23 日（月） 15：00 ～ 16：30

2. 場 所：内閣府本府 3 階特別会議室

3. 出席委員：大森委員長、御厨委員長代理、石川委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、山本委員

4. 議事次第

(1) (独) 国立公文書館について

①平成 21 年度業務実績の評価

②中期目標期間の業務実績に関する評価（案）

(2) (独) 沖縄科学技術研究開発基盤整備機構について

①沖縄機構の管理運営に係る改善策の状況等について

②沖縄科学技術大学院大学開学までの流れについて

③平成 21 年度業務実績の評価

(3) (独) 北方領土問題対策協会について

①平成 21 年度業務実績の評価

(4) (独) 国民生活センターについて

①平成 21 年度業務実績の評価

(5) 今後の予定等について

①独立行政法人の抜本的改革に向けた当面の進め方について

②今後の開催予定等

5. 議 事

○大森委員長 お暑い中御参集いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

お手元の議事次第に即しまして早速議事に入りたいと思いますけれども、本日、定足数を満たしておりますので、これから審議を始めさせていただきます。

（国立公文書館関係者入室）

○大森委員長 最初は国立公文書館の関係でございまして、平成 21 年度の業務の実績評価につきまして、御厨分科会長から御報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○御厨分科会長 それでは、お手元の資料 1、国立公文書館の平成 21 年度業務の実績評価につい

て、御報告をいたします。

まず、7月6日の分科会におきまして、国立公文書館の館長始め監事、担当の方から、業務の実績について詳細な説明を受けております。その後、委員各位から評価意見の提出をいただきまして、7月27日の分科会におきまして、項目別評価及び総合評価について審議を行い、平成21年度の評価を決定いたしました。

なお、資料は配付しておりませんが、21年度業務の実績に関する項目別評価につきましては、一部の評価において業務実績の再確認が行われましたが、最終的に、すべての指標、項目についてA評価といたしております。

次に、総合評価についての概要でございます。第1に、業務運営の効率化では、随意契約の見直しや効率的な作業体制の構築によって、業務の効率化、それから経費縮減に最大限取り組んでいるということでございます。

それから第2番目、体制整備の検討では、公文書管理法施行に向けて、今後想定される業務量の増大というものを考慮して、必要な非常勤の専門職員の採用が行われているということでございます。

第3番目、公文書の受け入れから公開の関係では、受入れ、修復、保存などの取り組みが着実に行われておりまして、受け入れた歴史公文書等すべてについて、11か月以内に一般の利用に供されております。また、司法院との間に移管の定めができ上がりまして、司法文書の移管も行われているということでございます。

4番目ですが、デジタルアーカイブの推進では、画像変換・公開について積極的な対応が行われておりまして、また、全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進、支援についても取り組みが行われているということでございます。

5番目、国際的な取り組みでは、国際公文書館会議（ICA）への参画など、館長以下、極めて積極的な国際活動が行われているということでございます。

6番目、アジア歴史資料センターについては、目標を上回るデータベースの構築が行われておりまして、インターネットサイトの効果的な活用など積極的な広報活動が行われているということでもあります。

このほか、当分科会が平成20年度業務実績評価の際に指摘をいたしました事項及び総務省の政独委から出された二次評価意見や今後の評価に当たっての留意事項等につきましても、いずれも適切に対応が行われていることとあります。また、21年度の財務諸表につきましては、分科会としては特に意見はないということと了承をいたしております。

以上のように、業務運営の効率化・スリム化に加え、公文書管理法施行に向けた体制整備を行うという、非常に重要な意味で激動の時期におきまして、国立公文書館が果たすべき役割、各取り組みは、計画に即して順調に実施され、目標を達成し、あるいはそれを上回る成果を上げたと認められるという評価をいたしました。

なお、今後の取り組みへの要望、期待といたしましては、まず第1に、業務運営の効率化の関係では、やはり今後より一層の効率化を行うことがかえって国民へのサービスの低下を招かないよう

に留意する必要があると。つまり、効率化を進めることによって国民へのサービスの低下を招かないようにしてほしいということです。

それから第2番目、体制整備の関係では、法施行後に求められる館の新たな業務や体制について、今後、公文書館が公文書管理制度において主導的な役割、これを果たすことができるように、常勤職員の削減に対応しながら、人員、体制の整備に早急に着手するよう期待したいとしております。これは大変だなということではありますけれども。以上、簡単ではございますが、国立公文書館の分科会からの報告とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。ただいまの御報告、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、承ったということにいたします。御苦労さまでございました。

引き続きまして、ちょうどこの国立公文書館は、平成17年から21年度が中期目標期間でございますので、この目標期間に関する評価につきまして御報告いただきまして、審議をいたします。よろしく申し上げます。

○御厨分科会長 それでは、引き続きましてお手元の資料2、国立公文書館の平成17年度から21年度までの第2期中期目標期間における業務実績評価案について、御説明をいたします。

先ほど御報告をいたしました年度評価の実績評価と併せまして、7月6日と7月27日の2回の分科会におきまして、昨年夏に御決定をいただきました仮評価を基に審議を行いまして、第2期、5年間の業務の実績評価案を作成いたしました。私の方から、評価案の概要について御説明をさせていただきます。

この5年間で、概括いたしますと、常勤職員の削減、あるいは業務運営の効率化、スリム化への対応、そして公文書管理法の成立、施行に向けた体制整備と、先ほどの年度評価とそこは重複するところではありますが、国立公文書館、それから公文書の管理制度において大変大きな、そして歴史的な節目であったと認識しているところでもあります。

加えて、デジタルアーカイブの推進、司法府からの移管の実現、国際的な活動・取り組みなど、パブリックアーカイブズビジョンに則り、国立公文書館自らが果たすべき役割、各取り組みは順調に実施をされ、目標を達成したと評価できると考えております。

一方では、電子文書への対応、移管文書増大への対応、業務運営の効率化の推進と国民サービスの維持、常勤職員の削減の一方で、人員、体制整備の早急な検討の必要性など新たな課題に対しても対応を求められてきたところでもあります。

資料の4ページ、「総合評価」の欄でございますけれども、この5年間に、公文書館については、暗黙知が蓄積されて、公文書館についての形というものが形成されたと言ってよいと考えております。今後、新たな公文書管理制度において主導的な役割が果たせるよう更なる取り組みに期待したいと思っている次第でございます。

以上、簡単ではございますが、中期目標期間の評価案の報告とさせていただきます。以上でございます。

○大森委員長 公文書管理課長から、ポイントについてお願いいたします。

○福井公文書管理課長 それでは、資料2、分科会の方でお作りいただきました評価表（案）につきまして、「評価」のところを拾い読みしていく格好でポイントの御説明をさせていただきたいと思います。

最初は、「中期目標の項目別評価」ということで、1番、「業務運営の効率化に関する事項」でございます。1、経費総額について、7%以上を削減するとの目標でございますが、5年間で7.1%の減となり、中期目標を達成したという状況でございます。また、毎年の外部委託等の経費2%減の目標についても毎年達成した。平成19年度に随意契約の見直し計画を作成して、着実に取り組みを進めている。これらを「評価できる」としております。

2番、業務・システム最適化につきまして、平成18年度に公文書館として「業務・システム最適化計画」を作っております、この目標を既に達成しているという状況でございます。また、次期デジタルアーカイブシステムの構築を着実に進めているということで「評価できる」としております。

3番、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、役員報酬や職員給与に関する適時適切な見直しが行われていることは評価できる。先ほどの分科会長のお話にもかかわりますが、今中期目標期間中に常勤職員1名の削減を行う、これを適切に実施したということで評価する。「今後、体制整備に必要なコストを削減することなく、引き続き専門職員の確保と育成及びその在り方について検討することを期待する」としております。

2番が、サービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。1つ目、歴史公文書等の受入れ等その他の措置でございますが、①「受入れのための適切な措置」。移管基準の改正が行われておりますが、この作成に当たっての内閣府への積極的な協力は評価できるとしております。「また」でございますが、4行目ぐらいにございますけれども、移管受入れ冊数、平成21年度において約3万1,000冊にまで着実に増大したということで高く評価しております。

2行ほど後でございますが、今後、「質量ともに適切な文書の移管が進むことを期待する」としてしております。更に、先ほどもございましたが、司法府と地道に協議を重ねてきた「移管の定め」を締結したこと、これを高く評価した上で、今後は立法府との積極的な取り組みを期待したいとしております。

「保存のための適切な措置」でございますが、適切かつ計画的な修復や媒体変換措置が行われたということで評価しております。「また」でございますが、電子公文書等の移管・保存・利用の開始では、平成23年度のシステム運用開始に向けて着実に取り組みが進んでいるということで「評価できる」としております。

「一般の利用に供するための適切な措置」でございますが、受入れから11か月以内に目録作成・公開区分作業を完了して一般の利用に供するという目標を達成し続けたことを高く評価しております。そのほか、広報、展示会、それから適切・迅速な貸出審査、これらについても「評価できる」としております。

次のページにまいります。「デジタルアーカイブ化の推進」ということで、平成17年4月より、国立公文書館デジタルアーカイブの運用を開始しておりますが、これについて、資料画像の閲覧も

可能な仕組みを整えたということで、中期目標は達成されたと評価しております。

このほか、1つ置いた段落でございますが、また、中期計画で掲げられた館ウェブサイトのアクセス件数、これも所期の目標を大幅に達成できたということでございます。また、情報学研究所等とのデータベース等とも横断検索が可能な仕組みを構築したということで、これも「評価したい」としております。

「保存及び利用に関する研修の実施その他の措置」でございますが、1行目の最後の方でございます。毎年、中期計画に定めた年間延べ研修日数30日程度、延べ受講者数100名程度、これについては達成されております。

更に、次の段落の3行目ぐらいでございますが、公文書管理法の施行も見据えまして、対象の拡大など、柔軟な対応が行われており、「高く評価できる」としております。

専門職員養成の強化方策については、毎年、プロジェクトチームにおいて検討を行うなど、精力的な対応が行われたとしております。

「利用者の利便性向上のための所在情報の提供」でございますが、これは2行目の真ん中ほどでございますが、7機関で構成される「歴史公文書等所在情報ネットワーク連絡会議」、これを毎年3回開催して、情報の把握共有に努めた。更に、5機関の所在情報の提供や紹介を行う、歴史公文書の探求サイト「ぶん蔵」を平成18年度に立ち上げ、地道な改善を図ってきたということで、アクセス数も増加しております。これについて「評価できる」としております。

「国際的な公文書館活動への参加・貢献」ということで、国際公文書館会議、同東アジア地域支部、国際公文書館円卓会議への取り組みを評価できるとしております。また、平成18年度以降の活動について、「大変評価できる」としております。

「また」でございますが、諸外国公文書館との相互訪問なども行っておりまして、これについても「評価できる」としております。

調査研究でございますが、2行目の最後の方でございますが、「評価できる」ということでございますが、このページの最後の段落、「新たな体制や課題に向けた調査研究への取組は評価できるが、日常的な調査研究が、館の知的財産として確実に蓄積されているかどうかの検証は、今後の課題である」とされております。

3ページに移りまして、アジア歴史資料データベースの関係でございます。データベースの構築につきましては、2行目の後半にございますが、21年度末現在で2,005万画像の公開を達成したということで、「高く評価できる」としております。また、この間、中期計画に掲げられている受入れから1年以内の公開について毎年達成していることも「評価できる」としております。

「アジア歴史資料センターの広報」の関係でございますが、スポンサーサイト広告等を効果的に行うことにより、アクセス数の増加につながっていることは評価できる。また、タイアップ広告等の方法で積極的に外部の者をアジ歴の活動に取り込んでいく方策を取っているということも望ましい方向である。また、毎年、学校教育現場や研究機関等において積極的なPRを行う、あるいは中国、韓国、欧米等の関係機関や大学を積極的に訪問してPRを行っているということで、これらも「高く評価したい」としております。

それから③、アジア歴史資料の所在の把握等の方策でございます。平成 18 年度から、歴史資料について、内容や所在等の調査を行い、その結果、ウェブサイトで公表しているということで、「高く評価できる」としております。

それから 3、予算、短期借入金、剰余金の関係でございます。「予算、決算について」、いずれの年度も適切に処理されてきている。「短期借入金について」は、該当なし。「剰余金について」は、平成 21 年度の決算において、通則法等の規定により国庫へ返還されております。

「その他」で、「公文書館の業務は、本来的に自己収入が見込めない性質のものであるが、ポストカードブック、一筆箋、絵はがきなどを販売用に作成し、自己収入増に向けて取り組んでいることは評価できる」としております。

「人事に関する事項」でございますが、本中期目標期間中に、理事の常勤化、専門的知識・技能を有する職員の採用・配置、公文書専門員の採用、これらが行われてきたことは「評価できる」としております。更に、役員の交代が円滑に行われ、業務の継続性と国内外における館の地位の向上がなされたことも「高く評価できる」としております。

「ただし」でございますが、「新制度において館に求められる機能や、増大が予想されるさまざまな事務への対応等を考えれば、今後、抜本的な体制拡充に向けた取組の強化が必要であり、特に専門職員の処遇についてより一層の検討が求められる」としております。

4 ページに移ります。「その他の業務実績等に関する評価」でございますが、業務運営の改善につきましては、2 行目でございますように、「評価できる」としてしております。具体例といたしまして、外部有識者を含む契約監視委員会による点検を実施しまして、随契見直し計画を取りまとめたことは積極的な取り組みとして評価できる等の幾つかの具体例を示しております。

2 番で、「利用実績等事業の実施に関する事項」でございます。2 行目でございますが、「利用者のニーズの把握に努め、随時業務に反映していることは評価できる」としてしております。また、全国公文書館長会議を開催して、地方との情報共有・連携・ネットワーク強化を図っている。これも「高く評価できる」。先ほども出てまいりました「アーカイブズ関係機関協議会」につきましても、「高く評価できる」としてしております。

このほか、平成 20 年度から「国際アーカイブズの日」の記念講演会を行っている。これも「評価できる」としてしております。

「職員の能力開発等人事管理に関する事項」でございますが、これも、「限られた人的資源の中で、職員を各種研修に参加させたことは評価できる。ただし、今後、更なる資質向上に向けた取組について検討の余地があると思われる」としてしております。

「法人の長等の業務運営状況」についてでございますが、館長につきましては、2 行目の真ん中辺りでございますが、「高い指導力を発揮した」という評価でございます。

次の段落、理事でございますが、3 行目でございますが、「その職責を十分に果たした」と評価しております。館長・理事ともに、館からの情報発信を積極的に行ったということでございます。

最後から 2 行目でございますが、21 年度に館長・理事が交代しております。この「館長・理事の交代後も、公文書管理法の施行に向けた館の取組は極めて円滑に進められており、委員会として、

特にこの点を大いに評価したい」としております。

最後の「総合評価」の部分は、先ほど分科会長から御発言のあったとおりでございます。

駆け足でございますが、以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。この中期目標期間の業務実績につきましては、通則法上は、私どもの委員会の意見を聴いて決めるということになっていきますので、今、御報告ございましたので、何か御質問、御意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。

この文章の書きぶりですけれども、項目ごとに、「評価できる」と「高く評価できる」、「大いに評価できる」というのは、ちょっと全体としては。評価している内容を書けばいいので、一つひとつについて、これも評価できる、大いに評価できる、この区別もなかなか難しく、「高く」と「大いに」とどこが違うのかということになって、評価の内容を文章上あらわしていただければそれが一番いいのではないかと前から思っているのですけれども、各分科会の書きぶりでございますので、そのことを規制することはございません。本年度はこれで承りますけれども、少し書きぶりについて工夫が要るのではないかと個人的に少々思ったのですけれども。本当に幾つかの項目について、これは目標達成上も相当超えるような達成をしているような場合にはそういう表記があってもいいのですが、それぞれのところがみんな評価できる、というのは変なので、評価している内容を書いていただければそれで十分読み取れるのではないかと、そういう趣旨でございます。

何かほかにもございますでしょうか。

私どもとしては、この評価については了承するというところでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大森委員長 それでは、了承することにいたします。御苦労さまでございました。

公文書館の皆さん方も御苦労さまでございました。

引き続き、よろしくをお願いいたします。

（国立公文書館関係者退室）

（沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室）

○大森委員長 それでは、沖縄機構につきましては、平成 21 年度の業務実績の御報告をいただく前に、ちょっと状況説明をさせていただきます。

3月の本委員会で、沖縄機構の管理運営に関する改善策の状況について御報告がございまして、その後についても少し局の方から御説明いただき、今後、開学までどういう流れで作業が進むかということも併せて御報告いただいた後、実績評価に入りたいと思います。

それでは、中村室長、お願いします。

○中村沖縄振興局事業振興室長 それでは、沖縄振興局から、今、委員長からお話のあった2点、配付されております資料の4と5、それぞれに沿って御説明をしたいと思います。

まず、沖縄機構の管理運営に係る改善策の状況について、配付資料の4に基づき概略を御説明いたします。

ただいま、委員長から少しお話もありましたけれども、沖縄機構におきましては、平成 20 年度から 21 年度にかけて実施をいたしました新しいキャンパスに設ける施設の整備におきまして、

大幅な仕様の変更を行った結果、既定の予算を大幅に超過するという事態が生じ、昨年これが判明いたしましたわけでございます。

このような問題が生じるに至った経緯とその後の対応につきましては、本年3月、本評価委員会に対して、平澤分科会長より沖縄機構の分科会における審議結果の御報告がありましたので、その内容は繰り返しませんけれども、経緯として申し上げますと、前原沖縄担当大臣の要請に基づいて分科会で審議をいただきまして、「見解」という形で原因の分析をいたしますとともに、機構の管理運営上の問題点ですとか改革の方向性について、取りまとめていただいたということであります。

それ以降、沖縄機構におきましては、その「見解」における提言を踏まえまして、管理運営体制の抜本的な強化に向けた改善策を順次講じてきておりまして、その内容が先月の分科会において報告されたところです。今回お配りしている資料4というのは、その際に分科会に提出されたものであり、7月時点で改善策の状況を取りまとめたものということになります。

この資料でございます改善策について幾つかかいつまんで御紹介いたしますと、全体の構成として、「組織構造の再構築」、「実務レベルでの体制強化と業務改善」、「研究環境の着実かつ効率的な整備」、「監事による厳格な監査の実施」、「内閣府との密接な連絡」となっておりまして、まず最初の1.「組織構造の再構築」について、主なところでは、(1)のところですが、本年7月8日付で事務事項を総括的に担当する専任の事務局長が採用されているところであります。

また、(2)「事務組織の再構築」ということで、4月に大きな組織再編がありまして、キャンパスの整備等を主に担当する施設・建設部、また今後の大学開学に向けての準備をしていく学務部が新設されております。ご覧頂いている7月時点の資料では、施設・建設部部長が近日中に採用予定と記載されておりますが、今月着任しているところであります。

このほか、(4)に書いてありますが、まさに予算の執行面に問題があったわけですが、この点について、施設整備計画と予算の執行についてチェックを行うための枠組ということで、「施設及び建設に関する予算検討委員会」、これは事務局長が開催をして、しっかり予算を担当する部長や課長なども入って検討を行う仕組みが設けられまして、7月以降、回数も増えておりまして、5回開催されたと聞いております。

また、2.「実務レベルでの体制強化と業務改善」につきましては、「予算課の体制強化」ということで、専任の予算課長の配置及び職員の追加採用が行われたということでもあります。

1つ飛ばして、4.「監事による厳格な監査の実施」につきましては、要は、監事監査がしっかり行われていれば、もう少し早くその事態の発生を把握できたのではないかとということかと理解しております。昨年度から常勤監事の方が着任しまして、この方が各課及びユニットとの面談を行いまして、それを踏まえて監査を実施していくということで、第1回の実査を6月に行っている聞いております。

5.「内閣府との密接な連携」につきましては、こういった問題が起きたからには、内閣府として、この改善策の取組状況などをきちんとフォローアップしていきたいと思っておりますし、機構の中に定期的な報告を行う体制をつくっていくこと自体が意義のあることと思っておりますので、機構の予算執行状況等を内閣府に対して定期的に報告していただいております。

また、機構の管理運営に係る改善策について、その取組状況のフォローアップを行うための連絡協議会というものが月1回程度開催しておりまして、これはこれまで3回行っております。

ちなみに、この連絡協議会というものには、平澤分科会長にも一有識者の立場でオブザーバーとして御出席をいただいて、有益な御助言をいただいているところであります。平成24年秋の開学に向けまして適切な管理体制が構築されるよう、沖縄機構においても引き続き努力をしていただけたと考えておりますが、内閣府においても引き続き厳格に指導していきたいと考えております。

続きまして、「沖縄科学技術大学院大学開学までの流れ」ということで、資料5に沿って御説明いたします。

この点、改めて御説明の必要もないかとは思いますが、この独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構は、先端的な学際分野において国際的に卓越した教育研究を行う大学院大学を設置するために平成17年に設立された法人でありまして、それ以来、大学院大学の開学に向けた準備を進めるとともに、先行的な研究事業などを実施してきたわけでありまして。

昨年の7月、沖縄科学技術大学院大学学園法が制定・公布されまして、この法律に基づいて、学園の設立に関する事務を処理する設立委員が内閣総理大臣により任命されました。これが平成21年度という欄に書いてありますけれども、以降、この設立委員によりまして、認可申請の準備、検討が進められてきたところであります。平成22年度の欄をご覧くださいますと、真ん中辺りに「学長予定者の決定」という言葉が出てきておりますが、本年7月にスタンフォード大学の線形加速器センターの名誉所長、数年前までは所長であったそうですが、教授のジョナサン・ドーファン博士が大学院大学の初代学長予定者ということで決定をされまして、政府としても、この方を追加の形で設立委員に任命をいたしております。

今後、このドーファン博士の御指導のもと、大学院大学の設置認可申請に不可欠な大学の理念や基本ルール、教育課程、教員の採用や学生の獲得計画といった細部を詰めていただくということになります。

また、大学院大学は平成24年秋の開学を目指しておりまして、私立大学として設置しますので、文部科学大臣による設置認可を取得する必要があります。文部科学省が設定しておりますスケジュールによりまして、本年度末ごろに設置認可の申請をしなければいけないということになっておりますので、そういったスケジュールに沿って今後準備を加速化させていくということになっております。

なお、文部科学大臣の認可が得られますと、学校法人を設立することになるわけですが、この学校法人であります沖縄科学技術大学院大学学園が発足いたしますと、学園法に基づきまして、独立行政法人としての沖縄機構は、その目的を果たし解散をするということになっておりますので、この23年度の半ばごろには、機構は廃止、解散の運びになると、こういった流れになります。

以上です。

○大森委員長 ただいまの2つの御報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

そうすると、平成23年の半ばで、独法としての沖縄機構が終わるのですね。そうすると評価の作業はどうなるのですか。

○中村沖縄振興局事業振興室長 23年度半分ぐらいまでの部分の評価は行って頂くことになりま
すので、評価委員会としては、沖縄機構の解散、廃止後もしばらく見ていただくということになる
のだと思います。

○大森委員長 23年の半ばまで機構があるわけだから、その実績については、24年の終わり。

○中村沖縄振興局事業振興室長 23年度の終わりか24年度か、詳細は確認が必要ですが。

○大森委員長 それまでは、委員の先生方は暫時留任していただくことになりますか。機構がなく
なっても。そういうことになるのですかね、扱いとしては。

○武川政策評価審議官 そうです。

○大森委員長 わかりました。何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、21年度の実績評価につきまして、平澤分科会長から御報告いただきましょうか。

○平澤分科会長 今の御報告にもありましたように、3月に緊急に状況の御説明をさせていただ
いたわけですが、その後、新しい年度になって順調に進行しているという状況にあるわけですが、私
の御報告は、21年度、問題が発生した年度についての御報告であります。

今のように、全体の開学に向けた取り組みということに関してはほとんど影響なく進んでいるわ
けでありますけれども、その間の管理運営上の瑕疵があったということに関して、今回、かなり厳
しい評価をいたしました。それで、問題になる項目についてだけ取り上げて御説明したいと思いま
す。

最初の3ページまでが個別評価表の総括になっているわけですが、2ページ目の真ん中辺
であります。2.の(2)「予算の適正かつ効率的な執行」、ここはまさに、先ほど報告もありま
した、38億円の予定したものの超過という問題が顕在化したことに関係している項目ですので、こ
こに関しては、我々としては強い勧告をするという意味で、Cというような位置づけで、その評価
のコメントを書かせていただきました。

それから、そのページの一番下の欄であります。6)であります。「効率的な事務事業の実施
を確保するための取組の強化」。ここで、先ほどの御報告にもありましたように、年度後半になっ
て常勤監事が任命されるわけですが、主に問題が発生していた前半のところというのは、「監査が
実効的に行われたとは認めがたい」という見解であります。このところは、Cに近いBというよ
うな評価であります。常勤監事が任命された後、常態に復してきているということは十分認識でき
ますので、あえてCにはいたしませんでした。

それから、次、3ページ目ですが、4.の(1)「施設・設備に関する事項」、この内容に関し
ては、第1期棟と管理棟が年度末に既に供用されるように完成していたわけでありまして、
第2期棟以降の施設整備に多少予定していたことに対してのおくれが見られるということから、B
ということになります。

それから同じページの下の方で、(4)「事務局体制の整備」。ここに関しては、年度のほとん
どの期間に関して、主要なポストがなかなか、兼務等でこなしていて、着任補充がされていなか
ったということがありまして、適切な事務組織が構築されたとは言いがたい。これもBであります。

それから、その後の5番目であります、「社会的責任を果たすための取組」。これに関しては、今の一連のこととはちょっと別でありますけれども、次のページの一番上のところをご覧くださいのですが、これも既にこの委員会にも御報告いたしましたように、パワーハラスメントが起こっていたのではないかとということがかなり早い段階で指摘されていたわけでありまして、それに対しての第三者機関による検討等を経て、パワーハラスメントとは言えないものの不適切な行為があったということが認定されましたので、これについては、そのような管理であったということを反省すべきという意味で、やはりCであります。

あと、Ⅲであります、これは個別評価表にはない項目でありますけれども、「法人の長等の業務運営状況」、こういう新しい組織をつくり上げていくことに関しては、やはり法人の長等の責任というのは非常に重要なわけで、この部分を別建てで項目を立てているわけですが、理事長、理事、それから監事、それぞれやはり21年度においては問題があった。御承知のように、理事長、理事は、給与の一部を自主返納するというような責任の取り方をされたわけであります。

先ほどの御説明にもありましたように、年度超えてからでありますけれども、専任の事務局長が任命されて、理事と役割分担をするとともに、一緒に働くという意味で、共働体制を取っていただくように我々としては期待しているということで、ここの部分をトータルにはBという形にいたしました。

それで、総合評価としては、3つポイントを挙げましたが、1と2は既に述べていることであります、3に関して、あえてつけ加えるとすれば、大学院大学を新しくつくるという、これも普通の大学院大学ではない、挑戦的な目的を持っているものというわけでありまして、そのことに対してやはり広く国民の理解を得ることが必要不可欠であろうと。そのために、機構がまた一方で日本の法律に基づいて多額の公費の投入を受けて運営される機関であると。それゆえに一定の制約と義務が課せられているということを改めて自覚して、そういう挑戦的な目的に対して取り組んでいただきたいという意味のことをつけ加えております。

以上であります。

○大森委員長 ありがとうございます。ただいまの評価につきまして、御質問等ございますでしょうか。

今まで私どもの分科会で最も厳しい評価が行われた、初めて厳しい評価が行われた部会ではないかと思っておりますけれども。

○山本委員 個別のことではないのですけれども、今回、ただいま御報告を伺っていて少し感じたことを述べます。もしかしたら事実誤認があるかもしれませんが、私どもがこの作業をやっている評価基準の書きぶりは、すべての分科会が共通かどうかわかりませんが、私の知っている評価基準は、Bはほぼ満足のいく実施状況、Cはやや満足のいかない実施状況ということで作業してきているわけです。しかし、その文言自体が果たして適切なのかどうか。これは次年度に向けて、場合によっては検討が必要かなということを感じましたので、ちょっと申し上げておきたいと思っております。

○大森委員長 順調、ほぼ順調、その次は何でしたっけ。

○山本委員 Bは、ほぼ満足のいく実施状況。

○大森委員長 やや満足のいかない実施状況がC。

○山本委員 今回の御報告を聞いて、「適切な事務組織が構築されていたとは言いがたい」という評価が、これがほぼ満足のいく実施状況という、そこに若干そご感を感じました。これまで我々の各分科会の作業は余り現在の評価基準で支障は感じておりませんでしたけれども、今回のような御報告を伺うと、この評価基準、このままでいいのかなというようにちょっと感じたということであり、ます。

○平澤分科会長 ほかの省庁と比べると、内閣府は、順調にやっているというのでA、それで、順調でない部分を含んでいるとBないしC、あるいはそれ以下ということになって、順調以上というのはA+という、+をつけていいという、そういう形ですね。ほかの省庁の場合には、Bに相当するところが順調という、そういうランクになっているので、多少違いがあるだろうと。

それで、我々としては、だから、普通どおりやれているということよりも、劣ると。その劣る程度がやはり警告を発するというぐらいの強い意味を持っているのがCというぐらいのつもりで、今、御報告申し上げました。私は、内閣府の場合は確かに評定区分の文言自身は全体的に甘目に表現されている、と思います。

○大森委員長 これを全部きちっと調整してならした方がいいのか、ある程度ここは全体を統括していますけれども、各分科会の評価をお願いしてございますので、各分科会の皆さん方のお考えで、自分たちはこういう趣旨でこれを評価している、あるいは問題だとお考えになっているということ、をできるだけ尊重するということになっていまして、余りこれをきれいにやるということになると、共通に誰かが見張ってなければいけないので、それも大変です。沖縄の場合は、もともと本体も運用もちょっとほかと違うやり方を取っていますものですから、それで今回のようなことが起こって、評価委員会としては、いろいろ、今、御案内のように、少し注意を申し上げているという趣旨で、少し私どもの感じと違いますけれども、それはそれとして私どもとしては受け入れるというか、了承するということがいいのではないかと、思っています。

○山本委員 私も、さきほどの発言で申しましたように、個別のこの評価について意見があるということではなく、今後の作業において、特にBとCが非常にご担当の先生も悩まれたと思うんですね。「ほぼ満足のいく」というのと「やや満足のいかない」というのはどこでどうか非常に悩ましい。この評価基準は本当に問題のあるときに余りワークしないものになっているような感じもするので、もうちょっと何かあったら、今後、工夫の余地があるのかなと、そういう感想でございます。

○武川政策評価審議官 事務局でございますが、先生方御案内のとおり、内閣府の独法というものが、各省の独法ですと、わりとその性格が似た独法がございますので横並びの統一は取りやすいのですが、内閣府の性格上、公文書館、沖縄、北方、国民生活センターという、統一性が余り見られない独法が多うございます。

ただ、そういう面で、基準を、どの独法がどの独法よりすぐれているという横のプラスマイナスはつけにくいところではございますが、今いろいろ御議論がございましたので、その基準とか表現ぶりについては、また次回以降のどこかで御相談したいと思います。今年度といいますか、昨年度の評価についてはこのままでやっていただきまして、次の評価のときに、ちょっと事前に御相談し

たいと思っております。

○大森委員長 では、この件は承ったということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 そうさせていただきます。

先ほど御紹介ございましたように、事務局長に高野さんが就任されています。一言御挨拶いただきますでしょうか。

○高野沖繩機構事務局長 7月8日付で事務局長を拝命いたしました高野と申します。内閣府から出向ということで、事務局長を拝命いたしました。ただ実際は、主として総務省を本籍といたしまして、ずっと行革の関係の仕事をやってきた者でございます。そういう意味で言いますと、機構自体が世界最高水準の大学院大学を目指すというチャレンジングな目標を掲げた組織でございますけれども、私にとっても、新職務は非常にチャレンジングなものでございます。

かつ、世界最高水準のものを目指すという中で、日々ダイナミックに機構の中でいろんな活動が動いておりまして、たとえば悪いのですが、暴れ馬に途中から乗ったような気分が多少ございます。そうは言いますが、私の着任前でございますけれども、中央棟及び第1研究棟が竣工いたしまして、キャンパスが移転して、組織全体としてフレッシュなスタート、再スタートを切ったという側面が1つございます。

それから、私の着任とほぼ同時に、ドーファン博士が新学長予定者として内定し、設立委員にも任命されまして、次のリーダーシップがはっきりしてきたということがございます。そういう中におきまして、今後約1年、機構は引き続き独立行政法人として新たな特別法に基づく学校法人への移行を目指して開学準備を進めてまいります。その間、独法評価の先生方にも引き続き厳しく御指導いただきながら、機構全体としての運営がうまくいくよう力の限り尽くしたいと思います。引き続き今後とも御指導よろしくお願いいたします。

○大森委員長 私どもとしては、無事に大学院大学の開学に移行していただくということになるように期待しておりますので、頑張ってください、そう思っています。

○平澤分科会長 一言だけ、申し訳ありません。私、御報告しなくてはいけないのを忘れていたのですが、先ほどの「予算の適正かつ効率的な執行」ということに関連した財務諸表に関しての意見でありますけれども、この項目の内容の説明を、附属文書でつけた上で、意見なしという形で出しております。

○大森委員長 ほかの分科会も同じでございます。

では、沖縄機構について、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 御苦労さまでございました。引き続きよろしくお願いいたします。

(沖縄科学技術研究開発基盤整備機構関係者退室)

(北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 それでは、北対協の平成21年度の業務の実績評価につきまして、上野分科会長から御報告いただきます。

○上野分科会長 北方領土問題対策協会平成 21 年度の業務実績の評価につきまして、報告させていただきます。

北方領土問題対策協会、略して北対協と言わせていただきますが、北対協の分科会においては、7月26日、北対協の方から、平成21年度の業務事業実績につきまして、それからあと平成21年事業年度の財務諸表につきまして御説明を受けまして、続いて8月19日、先週の木曜日ですが、分科会の評価について議論いたしました。

お手元に資料6として、総合評価の一枚紙、裏表でございますけれども、準備されているかと思えます。この概要につきまして、ポイントだけ、かいつまんで御説明申し上げたいと思えます。

北方領土問題の長期化と、元島民の高齢化、減少の進展という厳しい状況のもとで、非常に少ない要員ながら、全体としては計画に即して着実な取組が認められると、分科会としては全体として判断いたしました。

個々に評価できる点として、以下の5点を特に挙げたいと思えます。

1つ目は、一般管理費の削減、業務経費の効率化に向けて、真摯な取組が認められる。

2つ目、契約の適正化に向けて、関係規定の改正及び整備、一者応札の縮減に向けた取り組み、契約監視委員会による検証等、着実な取組が認められるということ。

それから3つ目、青少年や教育関係者に対する啓発事業が、前年度のアンケート結果を反映して、より参加者の視点に立ったプログラムに改善された上で実施されていると認められる。

4つ目、北方四島との交流事業につきまして、北方四島住民の訪問団に対するアンケートを実施するなど、本事業の更なる発展に向けた努力が認められる。

5つ目、融資事業につきまして、債権の保全及び信用リスクの管理が適正に行われ、リスク管理債権比率が計画以下の低い水準を維持しており、適切に行われていると認められる。

以上の5点を評価しております。

なお、融資事業につきましては、北対協の融資事業に関する評価を共管している農林水産省独立行政法人評価委員会からも同様の評価が示されております。

次に、当分科会として、今後の取組を更なる努力ということで求めた点が幾つかございます。これは、評価そのものにつきましては、私どもとして、個別の評価に関しましてA評価を全体としてもしているわけですが、ただ、今後更に幾つか努力していただきたいという示唆を申し上げるということでございますが、4点ございまして、まず1点目は、法人の長の命令及び指示の適切な実行及び法人の長による内部統制の現状についての適切な把握を担保するための取組を文書という形で整備していただきたいということが1点目でございます。

それから2点目。北対協は、北対協の施設、資料館等々でございますけれども、施設にいらっしゃる一般市民の方、あるいは交流事業に参加している日本側、あるいはロシア側に対しても、各種アンケート調査、それからあと啓発の事業関連で、参加者に対していろいろアンケート調査を実施して成果の検証を行っているわけですが、全体として、これは非常にいいことなのですが、肯定的な回答が大多数を占めています。しかし、アンケートをやっていくことによって更なる改善点が見つかることがやはり必要だと思えますので、肯定的な回答が多数を占めていることは非常にい

いわけですが、それに満足することなく、更なる改善につながるようなアンケートを今後も実施していただきたいということをお願いしております。

それから3つ目ですが、北対協が実施する調査研究の成果について、現在でもホームページ等々で公表されているわけですが、更に、公表内容をホームページ上で充実させていただきたいということがございます。

北対協そのものが啓発事業を行うというのが重要な活動の柱でございますので、その意味では、一般の人たちがアクセスできるホームページ等々で調査研究の成果というのをやはりどんどん出していただきたいということで、これまでも一生懸命やっていたわけですが、更なる充実をお願いしたいということがございます。

最後に4つ目ですが、北対協の保有する啓発施設の老朽化に対して計画的な対応を行うことで、例えば展望棟とかそういったものがあるわけですが、そういうものに対して計画的に順次補修していくとか、そういった形のものを計画的にやっただくということをお願いしたいということです。

以上、簡単でございますけれども、北対協分科会からの報告とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これを御報告承ったということにいたしまして、北対協につきまして、業務方法書の変更の予定がございますので、これは事務方からお願いしましょう。

○大塚北方対策本部参事官 北対協の低利融資業務、この際の貸付利率につきまして、類似の民間資金等の動向を見ながら、半年ごとにこの利率の見直しを行っております。今回は10月1日に変更の予定としてございますが、この利率の変更は、業務方法書の一部変更を伴いまして、通則法の規定により、あらかじめこの評価委員会の意見を聞くという形になっておるものでございます。

ただ、これから9月までにこの評価委員会の開催が特に予定されてないと伺っておりますので、昨年と同じ形を取らせていただきましたが、この利率の変更につきましては、詳細が分かり次第、分科会の事務局である、私ども北方対策本部の方から文書をもってお知らせをして御意見を伺いたいと、そのような手続で進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○大森委員長 今のような手法で、例年この手法を取っていますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 それでは、先生方もよろしく願いいたします。

ほかになければ、北対協関係は以上にさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

御苦労さまでございました。

(北方領土問題対策協議会関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 ちょっと私どもの委員会の進行が早くて、まだ理事長が移動中だそうでございますので、後で御挨拶いただくとして、評価の方を先に進めさせていただければと思っています。

恐縮ですけれども、国民生活センターの平成 21 年度の業務実績評価につきまして、山本分科会長からお願いいたします。

○山本分科会長 法人はまだ来られなくてもよろしいわけですね。後で質問があったときのために来ていただいているということですね。

○大森委員長 そうです。

○山本分科会長 国民生活センター分科会では、平成 21 年度の業務実績の評価の審査のため、7 月 12 日と 8 月 9 日の両日、分科会を開催いたしました。評価結果の概要等について御報告いたします。

お手元に資料 7 というものが配付されているかと思いますが、それをご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。特にこの冊子の 6 ページ目に「総合評価」の項目の記述がございますが、これを中心に報告をしたいと思っております。

全体的には、「総合評価」の項に記載しておりますように、センターは、効率化・合理化を進めながら、その法人の要請にこたえるべく、計画に即して、その業績をよく遂行したと判断いたしました。

具体的には、まず全国消費者情報ネットワークシステム、いわゆる PIO-NET システムというものがあまして、これを刷新しなければいけないという課題がありましたが、この PIO-NET の刷新につきましては、完全オンライン化を実現したシステムを導入しまして、平成 22 年度からの運用開始に向けて、旧システムからのデータ移行を実施するなど適切に計画を実施していることを確認いたしております。

また、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組みまして、事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護被害の拡大防止に寄与したと認めております。

次に、苦情相談の充実・強化についてでございますが、助言、移送、共同処理等の実を上げることを通じて、経由相談を適切に実施し、また、センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施し、中核的機関にふさわしい取り組みを行い得たと認めております。

以上の評価から、分科会としては、国民生活センターは中期目標の達成に向け順調に計画を実施していると判断いたしましたが、21 年度の実績を踏まえて、主として以下の指摘をしております。

まず、資料 7 で申しますと、2 ページ目のところに「事故情報データベース」という項目が上の方の箱の 3 つ目のところに記載されているかと思っております。この事故情報データベースの整備につきましては、平成 21 年 12 月に「事故情報データベース利用指針」を作成するとともに、関係機関向けデータベースの運用を開始したが、事故情報データベースに蓄積された情報の有効活用に努められたいと指摘をしております。

実は項目別評価におきましては、今年度は 2 項目について B 評価を行いました。その他の項目はすべて A 評価でございました。その 2 項目がいずれもこの「事故情報データベース」にかかわる点でございまして、実はこれは平成 21 年度の 7 月ころまでに一般の国民に情報提供を開始するとい

う目標を定めてスタートして、そのための作業を進めたわけです。そして、その目標を前提として今回の国民生活センターの計画も立てられているわけですが、現実には、21年度中には国民への情報提供開始までには至らずに、1日おくれであります。平成22年の4月1日に供用開始となりましたので、実際にはもう行われているわけですが、今回の評価は平成21年度の実績評価ということですので、年度内に達成できなかったということでこのような記述をしています。これはほぼ満足のいく実施状況ということでBとしたということでもあります。

ちなみに、もう一つのB評価は、「事故情報データベース」につきまして、消費者個々の国民が直接情報書き込みをするシステムにしようというプランがありまして、その前提で計画を策定しておいたわけですが、実際に現在行われている制度では、消費者からの直接の情報書き込みは受け付けないという形になりましたので、やはり計画と実績の間にそごが生じました。したがって、これもやはりほぼ満足のいく実施状況ということでB評価としたということでございます。

それから、戻りますが、要望事項のもう一点は調査研究についてであります。同じく項目別のところで申しますと、2ページの「事故情報データベース」の整備の並びの5のところですが、「調査研究は、広汎で質的にも多様な消費者問題から、適切なバランスをとりつつ設定されるべきであり、特定テーマへの偏りにより、他の分野やテーマへの取り組みが手薄にならないように留意されたい」と指摘させていただきました。

以上が平成21年度の業務実績の評価についてでございます。続きまして、随意契約の状況につきましては、平成21年度における随意契約、これは企画競争、公募を除いたものでございますが、その割合は、契約件数で26%、契約金額ベースで12%で、それぞれ前年より減少しております。随意契約見直し計画に基づく取り組みを着実に実施していると認めました。引き続き、入札契約の一層の適正化に努めることを求めています。

次に、職員の給与水準についてでございます。職員の給与水準については、毎年、国家公務員の給与水準との差を着実に縮減させてきておりまして、本年も取り組みを実施し、公表しております。

他方、地域・学齢勘案指数において、なお3.1%の差が残存しております。東京・相模原の両事務所で同一の給与体系を採用しておりますが、地域を異にする事務所を有する他法人の取り組み事例を参酌するなどして、引き続き給与水準の適正化に努めることを求めています。

次に、評価委員会と政独委等からの指摘事項に対する対応状況についてでございます。これにつきましては、政独委の方の分科会の「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」という文書において指摘された、特に留意すべき事項の「保有資産の管理・運用等」、それから「内部統制」、いずれにつきましても、資料7の7ページから別紙をつけておりますが、その別紙において詳しく記述しておりますように、その対応状況の実績と評価を添付しております。おおむね適切に対応されているという記述にしておりますが、個別には文章を細かく書き込んだところもございます。

なお、財務諸表につきましても、分科会において審議を行いました結果、特段の問題は認められませんでしたので、併せて御報告させていただきます。

以上でございますけれども、もう一言つけ加えさせていただきますと、今回、個別評価においてBが2つございました。これは、先ほど御説明しましたように、計画と実績のそごありと認めたため

に、分科会の評価基準に照らして、AではなくBであるとしたものであります。当法人の20年度の実績においてはオールAでありました。

以下は私の個人的な感想でありますけれども、しかし、全体として、国民生活センターは非常によく頑張っており、20年度はオールAであった。しかし、21年度はBが2個ついたということで、パフォーマンスが落ちたとは決して考えておりません。それだけバーを高く設定しているとも見えるのでありまして、バーを高く設定すればそれだけ高いジャンプが求められて、今回ちょっとかすってしまった部分があるということかと理解しております。したがって、今後ともそういった取り組みを精力的に実施していただければと考えております。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。今のような御説明でございますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大森委員長 この書き込みも、それぞれが詳しくあったり簡単だったりして違いがありますが、それはそれぞれ分科会の御判断にさせていただきます。

なければ、今回は国民生活センターの方で役員の交代があったそうでございますので、まず、理事長から御挨拶いただきます。

○野々山国民生活センター理事長 本日は遅れてまいりまして、誠に申し訳ありませんでした。

ただいま御紹介にあずかりました、独立行政法人国民生活センターの理事長を現在務めさせていただいております野々山と申します。本年の4月20日に就任させていただいております。就任前は京都で弁護士をしております、これまで消費者裁判その他で消費者問題に取り組んできた実績を一定評価していただいて、この理事長職に選任されたと理解しております。

弁護士をしているときからいろいろな形で国民生活センターには関与はしてきましたが、外から関与するのと中から関与するというのは全く異なっております。ただ、視点としましては、国民生活センターに寄せられた期待というものに対してどうこたえていくか、どう実現していくかという点については全く同じだと考えております。

消費者庁ができて1年たったわけでありまして、国民の期待が大きいものだということを、私も実感しております。また、多くの機能を国民生活センターは持っておりますが、国民への情報発信機能、あるいは国への政策提言機能、そして地方行政への支援機能というものを特に重要だと考えておりまして、この機能を強化・拡充することを旨として取り組んでおります。

また、一方では、効率化ということも非常に重要な課題でありまして、私の目から見て無駄のあることもありますので、これをなくしていくということも併せて今やっております。

来年の9月が任期でありますけれども、それまで、これらの課題に全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○大森委員長 福嶋消費者庁長官、この人も民間といえば民間の人ですけども、もうセンターの方へ視察に行かれたか。

○野々山国民生活センター理事長 はい。今ちょうどセンター視察に来られていまして、それでおくれたのです。申し訳ありません。

○大森委員長 どんな感じですか。民々がうまくいけば充実強化できるのではないかとちらっと思っ
て、私もちょっと存じ上げている人なものですから。今日、視察されたのですね。

○野々山国民生活センター理事長 そうです。センターを視察され、意見交換をさせていただきました。

○大森委員長 では、古畑理事にも一言御挨拶いただきます。

○古畑国民生活センター理事 今年の1月より理事を拝命しております古畑です。昨年の12月まで4社の民間事業会社で32年間ほど勤務しておりましたけれども、公募に応募させていただきました。1月から赴任させていただきました。民間でやっておりましたことは、企業の買収であったり、企業の買収統合、PMIと呼ばれていることであったり、事業最適化と呼ばれるBPRというものをやってまいりました。よろしく申し上げます。

○大森委員長 それでは、国民生活センターについては以上にさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

御苦労さまでございました。引き続きよろしく願いいたします。

(国民生活センター関係者退室)

○大森委員長 今後の進め方・日程等について、事務局からお願いします。

○丸山政策評価広報課長 政策評価広報課長の丸山でございます。

まず、独立行政法人の抜本改革に向けた当面の取り組み等について、ごく簡単に御報告をさせていただきます。お手元の資料の後ろの方に参考3、参考4というのがございますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

最初に参考3の関係でございますけれども、今春より行われてまいりました事業仕分けを踏まえて、独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて、これが5月18日の行政刷新会議で決定されたところでございまして、各法人の保有資産の見直し、事業実施の主体・手法等に関する見直し、ガバナンスの強化についての見直しを行った上で、23年度の概算要求に反映するようという指示が出ているところでございます。

それからもう一つ、参考4の関係でございますけれども、「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本的改革に向けた当面の進め方」、これは6月18日付で行政刷新担当の蓮舫大臣の方から出されたものでございますけれども、ここにおきまして、溜まり金の国庫納付、組織見直し・制度改革等が求められているところでございます。これらにつきましては、事務当局より各種調査が発注されておりますけれども、内閣府の各法人におきましては、今後直ちに国庫納付等が必要となる溜まり金というものはないものと承知しております。

また、組織の見直し等につきましては、今後いろいろ検討が行われていくものと想定しているところでございます。中身につきましては後でご覧いただければと思います。

それから、今後の評価委員会の開催予定について御説明させていただきます。今度は少し戻っていただきまして、資料8をご覧くださいいただければと思います。

まず、年内でございますけれども、例年、来年度の概算要求の状況、そして今年度上半期の業務執行状況について各法人から御報告を聴取するというところで、10月下旬から11月にかけて評価委員会の開催をしてきておりますけれども、今年も同様に評価委員会の開催を予定しているところでございます。

来年ですけれども、今年度の業務の実績評価を行っていただくために評価基準等を決定していただく必要があるということで、2月以降に各分科会を開催することを予定しております。この評価基準につきましては、先ほど山本委員から問題提起の御意見を頂戴しましたけれども、各分科会では2月以降に決めていただくわけですが、評価委員会としても御議論をしていただくということで、先ほど、10月下旬から11月にかけて評価委員会の開催を予定していると申し上げましたけれども、この次回の評価委員会でも御議論をしていただくよう準備をしまいたいと考えてございます。

それから次々回の評価委員会でございますけれども、23年度に沖縄機構の第2期の中期目標期間が終了いたしますので、中期目標期間に関する仮評価の取り扱い等について御審議をしていただく必要があるということで、2月から3月をめどに開催を予定いたしております。

以上が当面の評価委員会の開催予定でございますけれども、お手元に資料9という日程の確認表がございます。こちらをご覧くださいと思いますけれども、大変お忙しいところ恐縮でございますが、次回、10月下旬から11月にかけて開催を予定してございますので、10月下旬、11月の表にそれぞれ御都合を御記入いただきまして、できましたら、本日お帰りの際、事務局へ御提出いただければ幸いです。

本日御提出が難しい委員におかれましては、後日、メールにて送付いたしますので、メールで御返信、またはファックスでお送りいただいても結構でございます。

なお、恐縮でございますけれども、会場確保の都合上、遅くとも9月中旬を目途に御連絡をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後の予定等につきましては以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。新政権で、独法制度そのものの刷新と言っているのですが、そういう意向があると同時に、前々から、政府がこの評価委員会のシステムを変えとおっしゃってましたね。それは今どうなっているのですか。

○武川政策評価審議官 今のところ、まず、評価委員会の二元化といいますか、総務省の評価委員会と各省庁の評価委員会の二元化をどうするかという話につきましては、具体的に進んでおりません。これ自体、また、今のところは見直しは具体的に進んではありませんし、やるということになりますと、法律事項でございますので、法案を通常国会に提出しないといけないのですが、なかなかそういうのが通る感じがないと。

それから民主党の方は、当初は、独法制度自体を抜本的に見直しといいますか、廃止したいということで、その根拠となります独法通則法というのがございまして、これを廃止して、その後に、各法人ごとに、民間に移管するもの、あるいは政府に戻すもの、あるいは、やはりその中間で独自の法人ということで、それを個々に法律設置で置こうと。昔の特殊法人に近い形ですが、そういう動きがあったのですが、今のところはちょっとその議論が済んでおりませんで、仕分けも、第2

回の行政仕分けで独法の各事業の見直しと組織形態ございましたけれども、独法制度全体をどうするかという議論は今のところ余り表面化しておりませんで、御案内のとおり、次は特別会計、それから規制改革というような仕分けのスケジュールになっております。

ただ、一応組織形態についても、ゼロではございませんで、調査表が来たりはしております。先ほどの参考4の2でございますが、平行して加速的に、独立行政法人の抜本的組織見直しと法人制度の刷新を行うということで、制度的検討を行うということで、事務局から調査表みたいなものは来ておりますけれども、大臣が発言されたり、それから、最近、民主党の政務調査会の方が復活しておりますして、そこでいずれは議論も出てくるのでしょうか、政務調査会の方でも、特に今のところ、PTができてやるというよりは、当面の特別会計の見直しのための調査員を政調の中で募集しているというような状況でございます。また動きがございましたら御報告したいと思います。

○大森委員長 我々もお役御免になるということはしばらくないということですね、そうすると。期待していたのですけれども、なかなかそういう日が来にくいという。まあ政治の方の話でしょうから、いかんともしがたいことがございますけれども。

今のような予定だそうでございますけれども、何か御発言ございますでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

まだ暑い夏が続きますので、お体などお気をつけていただければと思っております。

本日は以上にさせていただきます。ありがとうございました。